

ザンビア政府による新型コロナウイルス感染症の対策強化について

令和2年4月24日
在ザンビア日本国大使館

ザンビア政府は、新型コロナウイルス感染症の対策強化を発表したところ、概要は以下のとおりです。新規に入国される、ないし退避先から帰国される邦人の皆様におかれましては御留意願います。

【ポイント】

- 自国民と外国人とを問わず、ザンビアに入国する者は、政府指定の施設における最低14日間の検疫を受ける。
- ルサカ国際空港（KKIA）においては、最近、簡易PCR検査が導入された模様。
- 右検疫に係る費用は、自己負担。
- 旅行目的査証の発給は、当面中止。

【本文】

- 1 ザンビア政府は、新型コロナウイルス感染症の水際対策を強化し、ザンビアに入国する全ての自国民及び外国人に対して、政府指定の施設における最低14日間の検疫を義務化することを発表しました。空港到着の際の手続きとして、簡易PCR検査が導入された模様です。
- 2 ルサカ国際空港（KKIA）及び全ての国境から入国する全てのザンビア国民及び外国人が対象であり、上記検疫に係る費用は、自己負担となります。
- 3 旅行目的査証の発給は、当面中止されます。
- 4 このほか、ザンビア政府は、国民に対し、不要不急の外出の自制（stay home）、手洗い・社会的距離の確保の励行を求めています（違反の場合の罰則あり）。

【参考】

- ザンビア保健省コールセンター
- 連絡先：909（無料）、0974-493553、0953-898941、0964-638726（有料）
- Eメール：ps@moh.gov.zm
- 外務省安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

○大使館受付

+260-211-251-555

○領事・警備班

+260-977-77-1205

+260-977-77-1206

このメールは「在留届」及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>（停止）